

NTT 東日本から届出のあった活用業務に対する

総務省が確認した内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成26年6月30日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本の次世代ネットワーク（NGN）とは別個に構築又は調達するサーバ設備（以下「サーバ設備」という。）をNGNのSNIに接続し、セキュリティサービス提供事業者等、同社のIP通信網サービス契約者等に対して、同社のIP通信網内にあるIP通信網サービスの状態を確認する機能を用いて、当該IP通信網サービス契約者等が指定する同社のIP通信網サービスの回線状態を監視するとともに、NGNのUNIに接続し、当該回線状態を当該IP通信網サービス契約者等に通知する光回線監視サービスの役務提供を行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイ

ドライン」という。)に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たっては、同社のIP通信網とは別個にサーバ設備を構築若しくは調達を行い実施することとしており、このための所要の資金は、 円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の本件活用業務に係る設備投資規模を踏まれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関して、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。

さらに、職員についても、現在のIP通信網サービス、IP電話サービス及び電話サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるところ、本件業務の内容及びその実施規模を踏まれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

①地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、IP通信網サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態にかんがみれば、同社のIP通信網内にあるIP通信網サービスの状態を確認する機能を利用したIP通信網サービスの契約者の回線状態の監視及びセキュリティサービス提供事業者等への通知が予定されている。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、主には、固定系ブロードバンド市場、F T T H市場及び固定電話市場における競争状況の影響を強く受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」報告書（平成25年9月6日公表）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場については、平成25年3月末でのNTT東日本の契約数シェアを見ると、東日本地域において、58.1%と過半数を超えている状況である。

NTT東日本の市場支配力に関して、同報告書では、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数ベースで2位、3位の一定の事業規模を有する競争事業者が市場シェアを伸ばしていること、多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が確保されていること、NTT東西以外の事業者による「固定インターネット+固定電話」型の市場間の連携サービスの展開が進んでいること等も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

また、事業者別契約数シェアの数値のみを見れば、NTT東西と他のシェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、固定系ブロードバンド市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

ただし、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定系ブロードバンド全体に占めるFTTHサービスの比率が高まっていることにより、固定系ブロードバンド市場においても、FTTH市場においてシェアの高いNTT東西のシェアが高まっていることに留意が必要であるとされているところである。

次に、同報告書のデータによれば、FTTH市場については、平成25年3月末でのNTT東日本の契約数シェアを見ると、東日本地域において、78.5%となっている状況である。

NTT東日本の市場支配力に関して、同報告書では、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、NTT東西のシェア低下と、契約数ベースで2位の事業者のシェアの上昇が同時に進行していること、多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が確保されていること、設備競争や加入光ファイバの事業者間取引を通じたサービス競争が展開され、実質的な料金の低廉化が進んでいること、競争事業者による「固定インターネット+固定電話」型の市場間の連携サービスの展開が進んでいることから、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

また、事業者別契約数シェアの数値のみを見れば、NTT東西を含む複

数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、F T T H市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

ただし、固定系ブロードバンド市場において言及されているとおり、固定系ブロードバンド市場全体に占めるF T T Hサービスの比率が高まっているところ、F T T H市場におけるN T T東西のシェアが依然として70%を超える高い水準にあることから、その動向を引き続き注視していく必要があり、あわせて、移動系超高速ブロードバンドサービスやスマートフォン等の普及の影響については、F T T Hサービスとの品質差や利用者の固定系と移動系のブロードバンドの代替性に関するニーズ、市場間の連携サービスの動向を含めて注視を要するとされているところである。

同報告書のデータによれば、固定電話市場については、平成25年3月末でのN T T東日本の契約数シェアを見ると、東日本地域において、77.4%となっている状況である。

N T T東日本の市場支配力に関して、同報告書では、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、N T T東西のシェアが低下傾向にあること、固定電話の携帯電話等への代替が生じていること、増加傾向の続くO A B J - I P電話は、主にF T T Hとセットで提供されているところ、前述のF T T H市場にかかる評価のとおり、N T T東西が同市場において、実際に市場支配力を行使する可能性は低いこと等を踏まえれば、固定電話市場においても実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

また、事業者別契約数シェアの数値のみを見れば、N T T東西を含むシェア上位の複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、前述のF T T H市場にかかる評価のとおり、F T T H市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

ただし、固定電話の携帯電話等への代替等によって、O A B J - I P電話の増加が鈍化すれば、固定電話市場の縮小が加速していく可能性があり、固定電話の利用動向を携帯電話等と併せて注視していく必要があるとされているところである。

以上を踏まえれば、N T T東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くはないと考えら

れる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本が固定系ブロードバンド市場、FTTH市場及び固定電話市場において一定の市場支配力を有していると考えられることを鑑みれば、例えば、NGN固有のネットワークに係る機能を用いたり、同社のサービスと不適切にバンドルされたサービスを提供したりする結果、競争事業者が当該機能等を利用しなければ実質的に同等のサービスを提供できなくなるようにすること等、同社が地域通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と併せてステップ2において確認することとする。

②ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のNGNの一部として構築したり、NGNにSNI、UNIを介さずに直接に接続するものではなく、これらとは別個に構築又は調達することとしている。

本件活用業務は、フレッツ光ネクストやフレッツ光ライトといったNGNサービスの利用者に対して、NGN固有の機能であるIP通信網サービスの回線状態を確認する機能を提供することとしているが、NTT東日本によれば、他事業者が自社のサーバ設備をNGNのSNIに接続することでNTT東日本と同一の回線状態の確認機能を利用可能であるとしており、当該回線状態については、NGNのUNIに接続し、ひかり電話等を用いて、セキュリティサービス提供事業者等に通知することとしている。

NTT東日本によれば、回線状態の通知に当たって、同社が提供する場合には、必要に応じてひかり電話を用いることとしているが、本件活用業務とバンドルして提供するものではなく、セキュリティサービス提供事業者等、NTT東日本のIP通信網サービス契約者等がUNI接続する方法で提供することとしており、他事業者もNGN等に接続を行うことで同様に提供可能なものとなっている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との一定の関連性が認められる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が本届出書において講ずる

こととしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2において確認することとする。

③市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が自ら構築又は調達したサーバを用い、光回線監視サービスを提供するものであり、西日本電信電話株式会社と連携したサービスの提供は、当面の間、予定しておらず、NTT東西等の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとに、NTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いている。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

これらに加え、セキュリティサービス提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者等に対して、当該契約者が指定する当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態の通知にあたっては、必要に応じて、当社の次世代ネットワークへの接続により、他事業者も同様に提供可能なものである。

なお、本業務を提供するサーバ設備は、既存の当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。

次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

また、次世代ネットワークのSNI、UNIについては、接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定しており、他事業者も利用可能となるようオープン化措置を講じている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省が確認した内容】

同社からの届出書によれば、本件活用業務を営むためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は、市販で調達可能なものとともに、同社のNGNの一部として構築するものではなく、別個に構築又は調達することとしている。

また、本件活用業務は、フレッツ光ネクストやフレッツ光ライトといったNGNサービスの利用者に対して、NGN固有の機能であるIP通信網サービスの回線状態を確認する機能を提供することとしている。

NTT東日本によれば、他事業者が自社のサーバ設備をNGNのSNIに接続することでNTT東日本と同一の回線状態の確認機能を利用可能であるとしており、他事業者もSNIを介して同様のサービスを提供できるとともに、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えとしており、必要なオープン化措置を講じているとしている。

また、NTT東日本のIP通信網サービス等の契約者の回線状態の通知について、同社が提供する場合には、必要に応じてひかり電話を用いることとしているが、本件活用業務とバンドルして提供するものではなく、セキュリティサービス提供事業者等、NTT東日本のIP通信網サービス契約者がU

NI接続する方法で提供することとしており、必要に応じ、NGNに接続することで他事業者も同様に提供可能なものであるとしている。

また、同社のNGNについては、既に接続約款において接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、他事業者も利用可能となるようオープン化措置を講じているとしている。

加えて、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款に規定する等のオープン化措置を講じており、以上を踏まえれば、他事業者も同様の業務が提供可能であるとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、当該サーバ設備について、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくこととしている。

したがって、この限りにおいては、ガイドライン別紙1中「機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。」と規定されたことを踏まえた措置により、他事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1①、②の観点からも、これ以上の新たなネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNI、UNIへの接続により対応するものである。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

加えて、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なとなるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務を営むためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は、市販で調達可能なものであるとともに、NGN固有の機能を利用することを予定しているが、NGNについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、他事業者がNGNに接続し、同様のサービスを提供しようとするのが可能であるとしている。

また、その際の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行うとしている。

さらには、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1②に関し、NTT東日本が届出書に記載していること（NGN特有の機能の利用を前提とするが、オープン化措置を講じていること等）とあわせ考えれば、他事業者が必要に応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワーク情報の開示の措置を行う必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNI、UNIへの接続により、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務を営むためにNTT東日本が構築・調達するサーバ設備は、市販で調達可能なものであるとともに、NGN固有の機能を利用することを予定しているが、NGNについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、他事業者がNGNに接続し、同様のサービスを提供しようとするのが可能であるとしている。

また、その際の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行うとしている。

さらには、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしており、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等に

より徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成26年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。
- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について平成26年6月30日に提出を受け、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信市場の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いている。

また、他事業者が当社のIP通信網サービス等の契約者の回線状態を確認することが必要となる際には、当社のIP通信網内にある当社IP通信網サ

ービスの状態を確認する機能について、他事業者が自社のサーバ設備を次世代ネットワークのSNIに接続することで、当社が本サービスの提供にあたり利用する機能と同一の機能を利用可能である。なお、当該機能の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行う考えである。

加えて、本業務は、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNI、UNIへの接続により、他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

さらに、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務が次世代ネットワークのSNIへ接続する場合には、関連事業者が接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務を営むに当たり、NGN固有の機能を利用することを予定しているが、NGNについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、同社のサーバ設備をNGNに接続して本件活用業務を提供する際には、他事業者がNGNに接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、他事業者がNGNに接続する際の提供条件については、他事業者からの具体的な要望に応じて協議を行い、合理的な条件に基づき提供を行うとしている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供することから、新たに関係事業者の公平な取扱いを確保するための措置を講ずる必要はないものと考えられる。

さらに、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定しておらず、接続を行う場合においても、競争事業者との実質的な公平性の確保に努めるとしている。

したがって、ステップ1)にもかんがみると、上述の措置が講じられている限りにおいて、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

また、上述の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。